

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（224））
2. 日時：平成29年7月21日 10時00分～12時30分
3. 場所：原子力規制庁 18階耐震会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、皆川安全審査官、角谷安全審査官

（安全技術管理官（システム安全担当）付）

小野主任技術研究調査官、江口技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員 発電管理室室長（許認可担当）

他11名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力技術 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 担当

北陸電力株式会社：原子力本部 原子力部 原子力安全評価チーム 主任

中国電力株式会社：電源事業本部 担当課長（原子力安全）

電源開発株式会社：炉心・安全室 安全技術タスク 担当

## 5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、『東海第二発電所 重大事故等の有効性評価』における全交流電源喪失（長期TB、TBD及びTBU並びにTBP）及び津波浸水による注水機能喪失の事故シーケンスについて説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

（津波浸水による注水機能喪失）

- 添付2.8の第7図について、色分けした水位の凡例を示すなど記載を追加すること。
- 既往の基準津波による敷地北側の水位について、防潮堤設置ルートの変更により、津波水位が低下していることについて考察を行い、整理して提示すること。
- 敷地に遡上する津波の水位が、防潮堤設置ルートの変更の影響を受けず、敷地への流入量がほぼ変わらない結果になると推定している理由を整理して提示すること。
- 有効性評価の条件・評価結果について、全交流動力電源喪失（長期TB）と異なる点を整理して提示すること。

(全交流動力電源喪失(長期TB))

- 炉心損傷前後において、ドライウェル内ガス冷却装置による格納容器除熱操作、原子炉建屋ガス処理系(FRVS/SGTS)等の使用について整理して提示すること。
- 有効性評価の対象ではないが、他に取り得る手段として、高圧代替注水系についても対応手順に記載する必要性を整理して提示すること。
- 評価項目である原子炉圧力の測定部位について、原子炉圧力容器上部と底部の差圧について、整理して提示すること。

(全交流電源喪失(TBD及びTBU))

- 区分Ⅰ及びⅡの蓄電池が使用できない場合に使用できる設備を整理して提示すること。

(2)日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料:

- ・東海第二発電所 重大事故等の有効性評価
- ・東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価 審査会合における指摘事項の回答